

平成29年度消費税軽減税率相談等窓口事業 第5回セミナー開催!

～司法書士・木之下清一氏が「ホントに知ってよかった!今すぐできる相続対策」、
税理士・坂本幹雄氏が「生前贈与から必要な相続対策まで」・「よくわかる消費税軽減税率制度」について講演～

大阪府中小企業団体中央会では12月13日(水)、シティプラザ大阪において「平成29年度消費税軽減税率相談等窓口事業第5回セミナー」を開催いたしました。参加者は29名でした。

まず第1部、講演のテーマは「ホントに知ってよかった!今すぐできる相続対策～遺言:争いを生まない想いの伝え方」、講師は司法書士の木之下清一氏。

木之下氏は、(1)相続とは、(2)遺留分とは、(3)遺言書に書けること、(4)遺言書を作成する場合に必要なこと、(5)遺言書の種類、(6)遺言書作成の必要性等のそれぞれの項目につき、事例を挙げながら詳しく説明されました。



木之下 清一氏



坂本 幹雄氏

その後、第2部の講演テーマは「生前贈与から必要な相続対策まで」並びに「よくわかる消費税軽減税率制度」、講師は税理士の坂本幹雄氏。

坂本氏は、「相続対策」として(1)相続税について、(2)贈与税について、(3)生前贈与を非課税で行う為の7つの方法①暦年贈与②住宅取得資金等の贈与③贈与税の配偶者控除④教育資金の一括贈与⑤結婚・子育て資金の一括贈与⑥障害者への贈与⑦相続時精算課税制度の活用等のそれぞれの

項目につき、レジュメを基に詳しく説明されました。また、「軽減税率制度」について、実施時期、税率、対象品目や日々の業務で必要となることなどを、レジュメに基づき分かり易く解説されました。

今回の講演は、誰にでも起こり得る「相続」という身近な問題について、司法書士の立場から「遺言」、税理士の立場から「贈与税」にそれぞれポイントを絞った説明が行われ、また、平成31年10月に迫った「消費税軽減税率制度」についても分かり易い解説があり、参加者にとって大変参考となる内容のものでした。終了後のアンケートにも、「遺言の重要性を再認識しました」、「遺言は自身の将来に役立つ内容で大変参考になりました」、「贈与税は非課税内でうまく対応していくことが大切だと感じました」、「インボイスのお話は興味深かったです」等々の感想が寄せられ、盛況の内に第5回セミナーは終了いたしました。



消費税軽減税率相談等窓口事業につきましては、これまで同様、講習会開催、無料相談窓口、無料専門家派遣について、今年度も大阪府中央会が実施いたしております。消費税の軽減税率や転嫁対策につきお困りのことがございましたら、是非、大阪府中央会までご相談いただきますようご案内申し上げます。